

「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 に関する細則  
(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)」の一部改正の件

2020 年 4 月 27 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的等

2008年のリーマン・ショック後、国際的に店頭デリバティブ市場の規制見直し（店頭デリバティブ市場改革）が進められる中、店頭外国為替証拠金（FX）取引は当該改革の直接的な対象ではありませんでしたが、2015年1月にスイスフラン・ショックを経験し、本協会でも同年7月に公表された金融モニタリングレポートの内容を踏まえ、自主規制としてFX取引を取り扱う会員における為替リスク管理態勢の整備、強化に向けて各種取り組んできました。

そうした流れにおいて、金融庁では、年間取引規模が5,000兆円程度まで拡大した店頭FX取引について、店頭FX業者の破綻が外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しているのではないかと考え、2018年2月に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置し、現行の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を行いました。

当該検討会では、決済リスク管理の他にも、当該取引の公正性や情報開示、顧客保護なども含めて広範にわたり議論され、その結果、同年6月に公表された当該検討会の報告書において、店頭FX業者は「ストレステストを通じた自己資本の拡充」「取引データ報告制度の充実」を求められ、ロスカット制度に対しても「業界全体として、監視間隔の短縮を進めていくことが適当」との考えが示されました。

これを受けて、本協会では、ロスカット取引の運用・管理に係る自主規制規則の改正等を行い、ロスカット監視間隔の短縮その他必要な見直しを行うこととしました。

なお、有識者検討会は店頭FX取引に係るものでしたが、未収金発生リスク、顧客保護という観点において、取引所FX取引と店頭FX取引の間にロスカット取引に関して規制を分けるべき特段の差異はないと考えることから、取引所FX取引を含めて改正することとします。

2. 方法等

「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部を改正します。

### 3. 改正案の説明

改正案及び説明 別添の資料をご覧ください。

### 4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
2018年6月13日	「店頭F X業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会 報告書」が公表される。	
2019年9月30日	<b>第36回F X幹事会</b> ロスカット細則見直しの方向性、日程感等の確認	
10月9日	ロスカット細則見直しに係るアンケート調査の実施	
11月26日	<b>第37回F X幹事会</b> アンケート結果の確認、論点整理	
2020年1月29日	<b>第38回F X幹事会</b> 細則改正案の検討	
4月13日	<b>第39回F X幹事会</b> 細則改正案の取りまとめ	
4月24日	<b>自主規制部会（書面）</b> パブリックコメント募集の開始を決定（予定） 幹事会への経過報告（メール）	
4月27日	パブリックコメント募集の開始 自主規制部会及び幹事会への経過報告（メール）	5月18日まで
6月上旬	<b>自主規制委員会（書面）</b> 理事会付議案件の審議 自主規制委員会・同部会及び幹事会への経過報告（メール）	
6月中旬	<b>理事会（書面）</b> 細則改正を決定 全会員へ理事会結果を通知	

### 5. 意見等の募集について

本件については、投資者保護等に関係する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

#### (1) 公表資料及び公表方法

改正案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2020年4月27日から2020年5月18日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

**6. 施行後の取組状況の確認等**

本細則の改正が決定し、施行された後の会員における取組み状況については、本協会の実地監査等で確認するものとします。

**7. その他**

- ・ 本細則の改正に伴い、会員においてシステム対応や顧客説明資料の変更、社内規程の整備等が必要になることが考えられることから、理事会決定から半年程度の期間をおいた2020年12月の施行を考えています。
- ・ 本細則の運用にあたっての考え方等について、別途、Q&Aとして取りまとめ、会員に通知する予定です。

以 上